**佐賀県告示第285号**

鳥獣保護区の指定（昭和61年佐賀県告示第1014号）の一部を次のように改正する。

令和８年10月30日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| その(1)<br>１・２　略<br>３　存続期間<br>平成28年11月１日から平成38年10月31日まで<br>４　保護に関する指針<br>(1)・(2)　略<br>(3)　鳥獣保護区の管理方針<br>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理にあたる。<br>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護管理事業計画又は特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。 | １・２　略<br>３　存続期間<br>令和８年11月１日から令和18年10月31日まで<br>４　保護に関する指針<br>(1)・(2)　略<br>(3)　鳥獣保護区の管理方針<br>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理にあたる。<br>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、鳥獣保護管理事業計画又は第二種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。 |

附　則

この告示は、令和８年11月１日から施行する。